

# 学校人権教育指導方針

太田市教育委員会  
学校教育課

本指導方針は、「群馬県人権教育充実指針（群馬県教育委員会、平成28年3月）」をもとに、太田市内の各学校の現状を踏まえて策定するものである。

群馬県教育委員会の令和4年度人権教育推進状況調査や太田市教育委員会の令和4年度重要課題の取組調査の市内42校（小学校24校、中学校16校、義務教育学校1校、市立太田高校1校）の結果等をもとにした成果と課題の分析から、太田市の課題解決のための方策を「本年度の指針」として示した。

## 人権教育の充実～令和5年度学校教育指導の重点より～

### （具体方針）

全教育活動を通して計画的に人権教育の推進を図るとともに、家庭・地域への啓発に努めます。

### （指導の重点）

- 人権教育・道徳教育の点検・評価を行い、全体計画・年間指導計画の見直し・改善を図り、教科横断的な視点で人権教育・道徳教育を推進します。
- 温かい学校・学級の雰囲気づくりのために、常時指導の一層の充実に努めます。また、豊かな人間性・社会性を育むため、参加体験型学習を取り入れる等指導方法を工夫します。
- 多様化・深刻化する人権問題に対応するため、年間指導計画に人権重要課題を位置付け、学習指導要領の内容等との関連を図った指導を推進します。
- 教職員自らが人権尊重の態度を身に付け、正しい判断や行動ができるよう校内研修の一層の充実に努めるとともに、保護者への啓発、地域・関係機関等との連携に努めます。

## I 太田市の人権教育の現状を踏まえた本年度の指針

※【 】内の数字は、令和4年度の該当校数（全42校）

### 1 組織・計画に関すること

#### 【現状】

- (1) 学校運営組織に人権教育主任を位置付けている。 【42校】
- (2) 全体計画の見直し・改善を実施している。 【42校】
- (3) 年間指導計画が整備されている。 【42校】

※以上、R4人権教育推進状況調査(群馬県)より

- (4) 全体計画や年間指導計画に盛り込まれている人権重要課題

- |                               |       |                  |       |          |       |
|-------------------------------|-------|------------------|-------|----------|-------|
| ○女性                           | 【42校】 | ○子どもたち           | 【42校】 | ○高齢者     | 【42校】 |
| ○障害のある人たち                     | 【42校】 | ○同和問題            | 【42校】 | ○外国籍の人たち | 【42校】 |
| ○H I V感染者等の人たち                | 【42校】 | ○ハンセン病元患者の人たち    | 【37校】 |          |       |
| ○犯罪被害者等                       | 【42校】 | ○インターネット等による人権侵害 | 【42校】 |          |       |
| ○その他の人権問題（アイヌの人々、拉致問題、性的少数者等） | 【42校】 |                  |       |          |       |

※以上、R4重要課題の取組調査（太田市）より

#### 【本年度の指針】

※校長のリーダーシップの下、人権教育主任や生徒指導担当、学年主任等を中心とした人権教育の推進体制を充実させましょう。

※人権教育主任を中心に人権教育という視点から全教育活動を見直し、人権教育全体計画や人権教育年間指導計画の見直し・改善を図りましょう。

## 2 児童生徒の指導・支援に関すること

### 【現状】

- ①人権週間や人権集中学習等において実施している内容（複数回答可）
  - ②多くの学校で行われている内容
    - 教職員や外部講師による人権教育に関する講話・講演会
    - 人権教育に視点を当てた授業
    - 人権コーナー（道徳コーナー）の設置、人権作文や人権標語等の作成・展示
    - 人権教育に関するDVD等の視聴、視聴後の感想発表
    - 人権ファイルやノートの作成・活用、人権だよりの作成
    - 縦割り活動・異学年交流（1年生を迎える会、清掃の手伝い、なかよし遠足等）
    - 「よいところ見つけ」等、互いのよさを見つめ合う活動
    - いじめに視点を当てた集会や話し合い等（いじめゼロ宣言、いじめ撲滅バッジ作成等）
    - 人権教育に関する体験活動（車いす体験、高齢者疑似体験、点字、手話等）
    - 環境整備活動（清掃、花栽培）、生きものの飼育、花いっぱい運動
    - 異学年・異校種交流活動（園、特別支援学校、高等学校）
  - ③その他（具体的記述）
    - 思いやりの木、ハート貯金、ハートウォーミング活動
    - 学校生活（なかよし）アンケート、「C&S」の実施、悩みごと相談ポストの設置
    - あいさつ運動（小中連携あいさつ運動）、あいさつ通り
    - 男女共通で呼び名を「〇〇さん」に統一
    - 情報モラル教育の実施
    - 「SOSの出し方」授業の実施
    - 外国籍児童生徒への理解と支援（外国の献立給食の提供等）
    - コロナいじめ防止宣言の作成
- ※以上、R4.8月人権教育担当主任研修会提出資料より

### 【本年度の指針】

- ※人権教育の基盤である常時指導を充実させ、児童生徒の取組を主体とした温かい学校・学級の雰囲気づくりに努めましょう。
- ※児童生徒の発達段階や特性に応じたSNSによるトラブルや差別等、情報モラルに関する指導の充実に努めましょう。

## 3 教職員の研修に関すること

### 【現状】

- ①校内において人権教育に関する研修等を実施している学校
    - 実施している【42校】
    - 実施していない【0校】
  - ②教職員の人権感覚を高めるための研修
    - 人権に関する諸条約や法令等（いじめ防止基本方針等に関する研修を含む）に関する研修【42校】
    - 人権の重要課題に関する研修【38校】
    - 児童生徒の人権感覚の育成に有効な参加型体験学習の研修【14校】
    - 人権教育に視点を当てた授業や授業研究会等【42校】
    - 人権教育に関する校外の研修会の配布資料等の説明【30校】
    - 人権教育に関わる映像資料等の視聴【24校】
    - 人権教育に関わる外部講師を活用した研修の実施【14校】
  - ③以下の内容に関する研修に取り組んでいる学校
    - 児童虐待への対応に関する研修（虐待の早期発見、発見した場合の速やかな通告等）【41校】
    - 「部落差別の解消の推進に関する法律」に関連する研修（法の趣旨の理解等）【17校】
    - 性的マイノリティの人たちへの理解に関する研修（児童生徒への対応に関する研修を含む）【37校】
    - ハンセン病についての啓発DVD「栗生の園に生きた証～みんなのために～」の活用（児童生徒の視聴を含む）【12校】
    - 拉致問題に関する映像資料「アニメ『めぐみ』」の活用（児童生徒の視聴を含む）【27校】
    - インターネット等による人権侵害に関する研修（人権教育推進協議会の動画視聴を含む）【40校】
- ※以上、R4人権教育推進状況調査(群馬県)より

### 【本年度の指針】

- ※「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等、人権に関する諸条約や法令等の理解を深める研修や人権教育に視点を当てた授業実践や授業研究会を行きましょう。
- ※「人権教育推進資料（令和2年）」や「LGBTってなに？（平成29年）」等の資料、『栗生の園に生きた証』や『めぐみ』等の映像資料を人権教育についての授業や教職員研修等に積極的に活用しましょう。
- ※児童生徒の実態に応じて、「学校教育の指針」や「指導の重点」を踏まえた研修計画を作成し、人権教育の推進を図りましょう。また、児童生徒の豊かな人間性・社会性を育む参加体験型学習の実技研修等を取り入れる等、研修内容を工夫し教職員の人権教育に関わる資質・能力を高めましょう。

## 4 保護者の啓発及び地域・関係機関等との連携に関すること

### 【現状】

- ①保護者の啓発及び地域・関係機関等との連携を図るために実施している内容
    - 学校・学年通信やWebサイトによる情報提供 【41校】
    - 地域・関係機関等の人材を活用した教育活動 【18校】
    - 人権教育に関わる取組に対する保護者・地域の方々からの意見聴取 【33校】
- ※以上、R4人権教育推進状況調査(群馬県)より

### 【本年度の指針】

- ※SNSの危険性や情報モラル教育等の人権教育の取組の様子や成果を、学校・学年通信やWebサイト等を通じて情報提供したり、授業等で地域の人材を生かした取組の工夫をしたりして、保護者・地域への啓発に努めましょう。
- ※人権教育に地域や関係機関等の人材を活用したり、命の大切さ、人権をテーマにした道徳等の授業を公開したりして、地域・関係機関等との連携を進めましょう。

## II 取組の重点

### 1 校内研修、指導体制の確立

- (1) 「群馬県人権教育充実指針」「人権教育推進資料」を基に、児童生徒・地域の実態を踏まえた人権教育の目標・全体計画・年間指導計画について、実践を通して見直し・改善を図る。
- (2) 学校人権教育の基盤である、常時指導の充実を図る。
- (3) 人権重要課題に関する研修を行い、児童生徒の実態に応じた各教科・領域における直接的指導の推進を図る。
- (4) 人権教育の取組について点検・評価を行い、次年度に向けた見直し・改善を図る。

### 2 児童生徒の指導・支援

- (1) 人権感覚育成のために常時指導・直接的指導・間接的指導を構造的に行う。
- (2) 各教科・道徳等と人権教育との関連を図り、教科横断的な視点で指導を工夫する。
- (3) 日常の全ての時間において互いを大切にする指導を行い、教室環境や言語環境を整備し、よさを認め合える温かい雰囲気づくりに努める。
- (4) 伸ばしたい資質・能力を明確にし、児童生徒にとって分かる授業実践をする。
- (5) 人権教育で育てたい5つの能力・態度（感性・知性・技能・判断力・実践力）を明確にした授業実践をする。
- (6) 関係機関等の人材を活用し、SNSの危険性や情報モラルに関する学習や講習会を取り入れる。
- (7) 児童生徒の悩みや不安を解消するための教育相談・進路指導の充実を図る。
- (8) 児童生徒一人一人に応じた生徒指導の充実を図るため、スクールカウンセラー、おおたん教育支援隊、教育相談員・生徒指導担当嘱託員との連携・協力を図る。
- (9) 新型コロナウイルス感染症による差別や偏見を生まないように、正しい知識や情報を得る機会を設ける。

### 3 教職員研修の充実

- (1) 人権教育主任研修会（尾島庁舎 令和5年8月25日）  
人権教育実践推進校の取組発表、各学校の取組・課題の情報交換
- (2) 研修会・講習会・研究発表会・研究集会等への参加  
○県人権教育推進協議会（小：令和5年10月11日 中：令和5年10月17日）  
○人権教育研究懇談会（令和5年12月26日）各校1名以上参加
- (3) 群馬県教育委員会や関係機関等からの啓発文書・資料等の配布とその活用
- (4) 学校訪問指導・初任者研修での教職員の人権感覚についての指導助言
- (5) 群馬県教育委員会や東部教育事務所及び関係機関等との連携
- (6) 各種実践推進校の指定・充実  
①令和5年度「人権の花運動」（候補校9校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）  
九合小、鳥之郷小、休泊小、宝泉南小、宝泉東小、駒形小、木崎小、藪塚本町小、北の杜学園  
②令和5年度「全国中学生人権作文コンテスト」（候補校4校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）  
宝泉中、毛里田中、尾島中、綿打中  
※親子で読める子どものための人権冊子「種をまこう」配布  
③令和5年度人権教室（候補校8校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）  
九合小、休泊小、強戸小、中央小、宝泉東小、尾島小、木崎小、綿打小  
※親子で読める子どものための人権冊子「種をまこう」配布  
④令和5年度「太田市教育委員会」指定人権教育実践推進校（1校）休泊小

### 4 保護者への啓発、地域・関係機関等との連携

- (1) 学校・学年通信、Webサイトによる情報提供や人権をテーマにした各教科・道徳等の公開授業、PTA講演会等、保護者への啓発活動を積極的に推進する。
- (2) 学校評価に人権教育に関する項目を設定し、保護者や学校評議員からの評価や意見を生かし、人権教育の充実を図る。